

長 建 協 発 第 1 3 7 号
平成 2 6 年 6 月 2 4 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における
労働者の健康障害防止について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業を行う場合には、塗料における鉛等有害物の使用状況を適切に把握した上で、鉛中毒予防規則等関係法令を遵守することはもとより、状況に応じた適切なばく露防止対策を講じる必要があります。また、これらの業務を発注する者は、鉛等有害物を含有する塗料の使用状況に係る情報を施工業者に掲示し、必要なばく露防止対策を講じさせることが望まれます。

つきましては、標記について、全建を通じ厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長並びに化学物質対策課長より別添のとおり通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。